シンガポールにおける日本産食品に対する輸入規制の一部変更について

シンガポールでは、これまで、東日本大震災に伴う輸入規制措置として、①放射性物質検査報告書および②政府作成の都道府県ごとの産地証明または商工会議所のサイン証明を受けた事業者作成の産地証明を求められてきたところですが、2019年3月1日時点で規制が一部変更され、①放射性物質検査報告書が廃止されるとともに、②インボイスに品目ごとに原産の都道府県名(福島県は市町村名まで)および数量を英語で正確に記載すれば、産地証明書を添付しなくてもよいこととなりました。

○シンガポール向けに輸出される食品等に関する輸入規制(農水省HP)

## http://www.maff.go.jp/j/export/e\_shoumei/pdf/sg\_gaiyo\_1902.pdf

事業者から求めがあった場合、これまでどおり商工会議所のサイン証明を発行していた だくことができる点は変更ございません。

なお、商工会議所の貿易関係証明が関係するタイ、台湾における輸入規制措置についても 改めて状況を確認しましたが、現時点で変更はありませんので、従来どおりご対応いただき ますようよろしくお願いいたします。

以上